

# 多彩多様に展開する地産地消

立山千草

## 1. はじめに

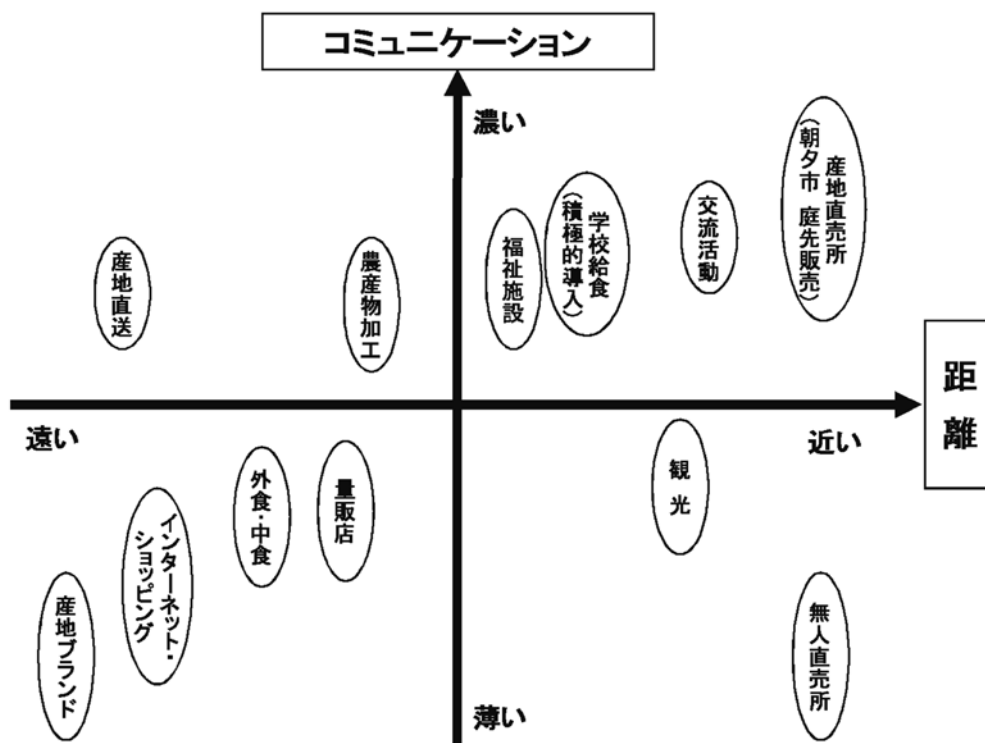
最近、耳にする言葉のひとつに地産地消があげられる。地産地消とは一般的に、地産（地元）で生産したものを地域（地元）で消費することを意味し、その活動や取り組みの内容を位置づけて用いられることが多い。<sup>1) 2)</sup> そのため、必ずしも明確な定義はないが、その多くは生産者と消費者との顔が見える地域（地場、地元）活動の取り組みを総称した事柄であるといえるだろう。

新潟地域においても地域性を重視した様々な取り組みが熱心に進められており、地元大学と連携した地産地消活動も盛んにおこなわれている。身近となった地産地消の多彩さを見直してみたい。

## 2. 様々な地産地消と総称としての地産地消

地産地消の取り組みは多種多様である。地産地消推進検討会（農林水産省生産局技術普及課）「地産地消推進検討会中間取りまとめ-地産地消の今後の推進方向-」(17年8月)の地産地消の分類図を示す（「図1. 地産地消の分類（イメージ）」参照）。地産地消を、①距離の遠近という基準と②コミュニケーションの程度の濃淡程度という基準によって類型化を試みられたものである。わが国の地産地消活動を生産者と消費者とを結びつけ、お互いに顔が見え、話ができるという関係を築く取り組みと位置付けて考えていることが一目で理解できる。

### 地産地消の分類(イメージ)



(注) あくまで一般的な分類であり、実際には個々の活動によって多様である。

図1. 地産地消の分類 (イメージ)<sup>3)</sup>

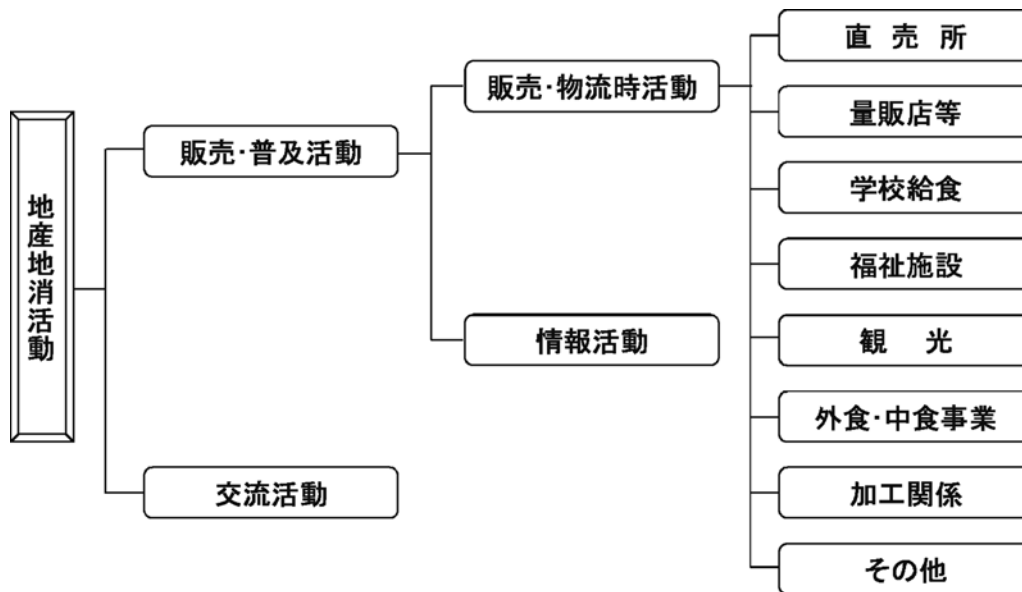


図2. 地産地消活動の分類<sup>3)</sup>

ただし、この資料には一般に距離が近いほどコミュニケーションの程度も濃くなる傾向が見られるが、中には無人直売所にみられるように距離が近くてもコミュニケーションが薄いものもあるなど一定ではないとも記している。実際の活動は多岐にわたっている。

活動の内容による分類の試みについても同資料<sup>3)</sup>で紹介している。「図2. 地産地消活動の分類」に示す。この図の販売・物流活動の展開をみると、中心と考えられる農産物直売所のほかに学校給食や福祉施設、農産物加工所、量販店、外食産業、観光が挙げられており、活動の場面が多種であることを把握できる。

加えて、活動の主体が生産者、消費者、実需者（：生産者、農業改良普及センター、市場、仲卸、量販店、JA など、実際に栽培している圃場から、消費者の食卓までをつないでいる関係者の総称）行政機関等、また、活動の範囲が市町村内、県内、地方等の組み合わせで活動の内容は異なってくる。

このように地産地消の取り組みは多種多様であるため、地産地消の取り組みは互いには影響・効果を生じていないと思われがちである。しかし、実際には相互に活動の影響・効果をうけ、さらには全体のうねりとなって地域社会へ影響を及ぼしている。すなわち、地産地消の活動は個々の活動のほかに、その地域全体の活性化の働きを担っているといえる。

### 3. 総合的な地産地消

#### 1) 六次産業化法と地産地消

地産地消の活動によって地域全体の活性化が高まるということは、農産物をこれまでより多く利用するということへも繋がっている。この場合の地域という言葉の範

囲をどのように定めるかは別として、今、国内の農産物の多用は日本の食料自給率の向上に不可欠とされ、食糧自給率向上の観点から地産地消の取り組みを推進する活動が多い。加えて、平成22年12月3日に「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化法）が公布された。これからの地産地消とは、①地域で生産された農産物を地域で消費しようとする取組み②食料自給率の向上に加えて、直売所や加工の取組などを通じて農業の6次産業化（：農林漁業などの第1次産業と、加工・販売などの第2次・第3次産業に関する事業を融合して、地域ビジネスの展開や新たな業態の創出などを促す取組み）が進められるだろう。6次産業化は農林水産物の地産地消と地域ビジネス活性化の追い風として期待されているとよいだろう。（「表1. 六次産業化法のうち、地域の農林水産物の利用の促進（地産地消等）の概要」参照）

#### 2) 食育と地産地消

このような地域社会において、生活している私たちは、食に関する知識や健全な食生活へも高い関心を寄せている。近年、わが国は健全な食生活が失われつつあり、我が国の食をめぐる現状は危機的な状況にあるといわれている。このため、地域や社会を挙げた子どもの食育をはじめ、生活習慣病等の予防、高齢者の健全な食生活や楽しく食卓を囲む機会の確保、食品の安全性の確保と国民の理解の増進、食料自給率の向上、伝統ある食文化の継承等が必要と考えられ、食育基本法に基づいて食育推進基本計画が2006年に策定された。現在、第2次食育推進基本計画について検討が進められている。「表2. 『第2

次食育推進基本計画』骨子について」を示す。

表に示されるように、食育を促進するために取り組むべき施策のひとつとして、地産地消の推進は位置づけ

られている。立場や考え方によって程度は異なるが、現代の食の見直しのために地産地消の必要性は増している。これまでに、例えば学校給食の場合、農業政策上、

表 1. 六次産業化法のうち、地域の農林水産物の利用の促進（地産地消等）の概要<sup>4)</sup>

<p><b>六次産業化法のうち地域の農林水産物の利用の促進(地産地消)の概要</b></p> <p><b>地域の農林水産物の利用の定義</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 「地域の農林水産物の利用」とは、①国内の地域で生産された農林水産物(食用)をその生産された地域内において消費すること(消費者への販売及び食品加工を含む。)及び②供給不足の場合に他の地域で生産された農林水産物を消費すること</li></ul> <p><b>基本理念</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域の農産水産物の利用の促進に関する以下の基本理念を規定<ul style="list-style-type: none"><li>①生産者と消費者との結びつきの強化</li><li>②地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化</li><li>③消費者の豊かな食生活の実現</li><li>④食育との一体的な推進</li><li>⑤都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進</li><li>⑥食料自給率の向上への寄与</li><li>⑦環境への負荷の低減への寄与</li><li>⑧社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組の促進</li></ul></li></ul> <p><b>国及び地方公共団体等の責務</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり施策を策定し、実施刷る責務を有すること等を規定</li></ul> <p><b>財政上の措置等</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 政府は財政上及び金融上の措置等を講ずるよう努めること等を規定</li></ul> <p><b>基本方針、都道府県及び市町村の促進計</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 農林水産大臣は、地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針を定める。<ul style="list-style-type: none"><li>①地域の農林水産物の利用の促進に関する基本的な事項</li><li>②地域の農林水産物の利用の促進の目標に関する事項</li><li>③地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関する事項</li><li>④その他地域の農林水産物の利用の促進に関し必要な事項</li></ul></li><li>○ 都道府県及び市町村は、基本方針を勧告して、促進計画を定めるよう努める。</li></ul> <p><b>地域の農林水産物の利用の促進に関する施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 国及び地方公共団体は、<ul style="list-style-type: none"><li>①地域の農林水産物の利用の促進に必要な基盤の整備</li><li>②直売所等を利用した地域の農林水産物の利用の促進</li><li>③学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進</li><li>④地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保</li><li>⑤地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進等</li><li>⑥人材の育成等</li><li>⑦国民の理解と関心の増進</li><li>⑧調査研究の実施等</li><li>⑨多様な主体の連携等</li></ul>に必要な施策を講ずるよう努めることを規定</li><li>○ 公布の日から施行</li><li>○ 本法の施行後5年以内に、施行状況の検討を加え、必要があるときには所用の措置を講ずる</li></ul>
---

表2. 「第2次食育推進基本計画」 骨子について<sup>5)</sup>

<b>「第2次食育推進基本計画」 骨子について</b>	
<p>○ 食育基本法（平成17年6月17日法律第63号）第16条に基づき、「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に、食育推進会議（総理（会長）、関係閣僚、民間有識者で構成）が作成</p> <p>○ 平成18年3月に現行の計画を策定（平成18年度から22年度まで）、今回は平成23年度から27年度までの5年間について定める。</p>	
<b>○新しい計画のポイント</b> （現行計画との主な違い）	
<p>■（コンセプト）「<u>周知</u>」から「<u>実践</u>」へ</p> <p>■「<b>第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針</b>」に三つの「<b>重点課題</b>」を掲げる。</p> <p>① 生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進 ◇一人一人の国民が自ら食育に関する取組が実践ができるように、世代区分等に応じた具体的な取組を情報提供（「食育ガイド」（仮称）を平成23年度中公表を目途に食育担当大臣が作成）</p> <p>② 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進 ◇内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）⇒強く疑われる者＋予備群 ＝男性約2人に1人、女性約5人に1人（*40歳～74歳） ◇糖尿病⇒強く疑われる人（含患者）890万人＋可能性が否定できない人1,320万人＝約2,210万人</p> <p>③ 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進 ◇特に家族との「共食」が重要⇒学校、保育所等、地域社会が連携して推進</p>	
<b>○新しい計画の概要</b> （下線部は新規部分）	
<p>【<b>第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針</b>】</p> <p>1. 重点課題 (1)生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進 (2)生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進 (3)家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進</p> <p>2. 基本的な取組方針 (1)国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成(2)食に関する感謝の念と理解 (3)食育推進運動の展開 (4)子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割 (5)食に関する体験活動と食育推進活動の実践 (6)我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山と漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献 (7)食品の安全性の確保等における食育の役割</p>	
<p>【<b>第2 食育の推進の目標に関する事項</b>】（目標値：平成27年度までの達成を目指すもの）</p> <p>(1)食育に関心を持っている国民の割合の増加 《現状値》71.7%⇒《目標値》90%以上</p> <p>(2)朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加 《現状値》朝食＋夕食＝週平均9.2回⇒10.2回以上</p> <p>(3)朝食を欠食する国民の割合の減少 《現状値》子ども1.6%、20歳代～30歳代男性28.7% ⇒《目標値》子ども0%、20歳代～30歳代男性15%以下</p> <p>(4)学校給食における地場産物を使用する割合の増加 《現状値》26.1%⇒《目標値》30%以上</p> <p>(5)栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加 《現状値》50.2%⇒60%以上</p> <p>(6)内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している</p> <p>(7)よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加 《現状値》67.1%（参考値）⇒80%以上</p> <p>(8)食育の推進に関わるボランティアの数の増加 《現状値》34.5万人⇒《目標値》37万人以上</p> <p>(9)農林漁業体験を経験した国民の割合の増加 《現状値》《目標値》（検討中）</p> <p>(10)食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加 《現状値》55.6%⇒90%以上</p> <p>(11)推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加 《現状値》39.5%⇒100%</p>	
<p>【<b>第3 食育の総合的な促進に関する事項</b>】</p> <p>1.家庭における食育の推進 2.学校、保育所等における食育の推進 3.地域における食育の推進（「生活習慣病の予防及び改善につながる食育推進」、「歯科保健活動における食育推進」、「高齢者に対する食育推進」及び「男性に対する食育推進」の記述を追加） 4.食育推進運動の展開 5.生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等（「農山漁村コミュニティの維持再生」の記述を追加） 6.食文化の継承のための活動への支援等 7.食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進（「世代区分等に応じた国民の取組の提示（「食育ガイド」（仮称）の作成・公表）」の記述を追加）</p>	
<p>【<b>第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</b>】</p> <p>1.多様な関係者の連携・協力の強化 2.地方公共団体による推進計画の策定等とこれに基づく施策の促進（「都道府県及び市町村は、食育を推進する中核となる人材育成を検討」の記述を追加） 3.世代区分等に応じた国民の取組の提示等積極的な情報提供と意見等の把握 4.推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用 5.基本計画の見直し</p>	

学校教育上、経済合理性など複数の位置づけを明確に踏まえたうえで着実に推進されてきている。

地産地消、食育…等、食によってもたらされる地域の活性化は、産業構造と私たち各々の食生活から映し出された社会といってよいだろう。

### 3) 食料の増産と地産地消

私たちの食生活や農業、社会を守っていくために食料生産からも少し考えたい。現在、人口増加や異常気象などによって、国際的な穀物需給のひっ迫と価格の高騰、輸入食品による食の安全を脅かす問題の発生等が指摘さ

## いま、私たちに できること

—にいがた流“持続可能な”  
食生活のすすめ

地産地消は「持続可能」という物差しで理解し、推進していくことが大切です。そのためにいま私たちにできることは何でしょうか。そのポイントを5つにまとめてみました。

身近なことから試みて、農業や食をめぐる地域の循環の環を築いていきましょう。

#### 地元の知恵を出し合い掘り起こそう

自然を相手に地域で暮らし、生業を営んできた農水産業の人たちは、自然を活かし、持続的に暮らしや生業を営むさまざまな知恵と技を持っています。イネ一つとっても、米ぬかやモミガラ、稲わらまで余すところなく使われていました。こうした知恵や技にもう一度注目してみましょう。

#### 台所や調理現場から取り組もう

日々の食生活の身近な取り組みも重要です。家庭であれば、「もったいない」の精神で、食材は使いきれぬ量だけを買ひ、保存の仕方ひとつ工夫して、食品ロスを減らしましょう。また、生ごみはたい肥にし、自然と共生していきましょう。

#### 農業の現場を知ろう

直売所や地域の農業現場で農業について聞いてみましょう。地元で身近に農水産業や食の体験ができる場所やイベントなどを紹介した「グリーン&ブルーツーリズム」のホームページにアクセスして、いろいろな行事に参加してみましょう。詳しくはこちら…

[http://www.city.niigata.jp/info/shoku\\_hana/gt\\_guid/index.html](http://www.city.niigata.jp/info/shoku_hana/gt_guid/index.html)

#### 地元のものを選ぶ

以下のようなマークを目印にして、買い物をしたり、食事をしたりしましょう。地元のものを選ぶしくみづくりを応援し、子どもたちに地元の味を体験させましょう。

新潟市食と花の銘産品



新潟市が全国に誇れる優れた農水畜産物の中から特に新潟らしい特産物を指定したものの

地産地消推進の店



地産地消に積極的に取り組んでいる小売店、飲食店等を認定したもの

エコファーマー



環境に配慮した農業の取り組みのことで、持続性の高い農業方式の導入を目指す農業者を認定したもの

#### 地域資源活用の 動きを応援しよう

イネからエタノールを製造し、そのエタノールを混合したガソリンを輸送用車両や農業用大型機械で使用する、新潟ならではの取り組みなどが行われています。お米の消費が少なくなる中で、田んぼにイネを育て、バイオ燃料の材料や家畜の飼料などに活用することによって、地域の農地や水、農村環境を良好な状態で保全することができます。

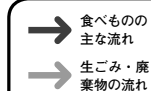


図3. 「いま、私たちにできること - にいがた流“持続可能な”食生活のすすめ」<sup>8)</sup>

れており、バイオマス利用と食品リサイクルの推進が求められている。また、「輸入される食料の重量×輸送距離」で示されるフード・マイレージ<sup>6)</sup>指標の概念も注目されている。環境と調和のとれた地産地消の取り組みも不可欠であろう。

地産地消の取り組みは一見メリットだけのように思えるが、けっしてそれだけではない。地産地消は必ずしも大量流通に適したシステムになっていないため価格上昇の要因に結びついたり、なんでも地場産なら売れるという安易な考え方に陥ったりする危険が考えられるなどのデメリットも指摘されている。さらに、食品の輸送距離を縮め輸送に伴う二酸化炭素の排出の削減、もったいない運動等、地球環境保護といった視点を加えると、例えば、温室栽培で国内生産を行った方が海外からの輸送によって輸入を行うよりも二酸化炭素排出量が多くなる場合もあり、単純な話にはならない。

また、新潟県の食料自給率は99%、新潟市の食糧自給率は63%（平成17年概算値 カロリーベース）<sup>7)</sup>であり、県内の食料だけでまかなえる数値とされているが、真に安心できる数値ではないとも考えられる。今後のわたしたちの食生活、農業を持続させるためには、農業従事者の減少、高齢化の進行、後継者の不足といった課題、また、食糧自給率及び食糧自給率を支える種苗、肥料、飼料、その他の資材の自給率についても併せて見直す必要がある。例えば、食料を生産するための化学肥料も多くが輸入した原油・天然ガスや鉱物資源を原料としているりん鉱石、加里鉱石はすべて輸入していて、自給率は0%<sup>8)</sup>といわれている。また、種の自給率となると記録が残っている1998年度は14.07%<sup>9)</sup>で、その後、下がり続けているとみられているといわれている。

物質循環を基盤とする安心できる食料増産を構築するためには多くの課題があるといえる。

#### 4. 終わりに

地産地消の取り組みには、農業者の所得向上、消費者の安全の確保、地域活性化だけでなく、食糧自給率の向上、生物資源財産の保護と伝承、地球環境保護という多様な効果が期待されている。

地元生産地元消費、地域生産地域消費の略と示されてきた地産地消の取り組みは、今後もわたしたち一人ひとりの行動を時代に反映しながら多彩に多様に進展していくと思われる。地産地消のメリット、デメリット及びその背景と未来を見極めて進めていきたい。

#### 5. 参考引用文献

- 1) 農林水産関係用語集（農林水産省）：「地産地消」  
[http://www.maff.go.jp/j/use/tec\\_term/t.html#t29](http://www.maff.go.jp/j/use/tec_term/t.html#t29)
- 2) 新潟市食育・健康づくり総合情報サイト（新潟市）：  
[http://www.city.niigata.jp/info/let\\_sk/field/fld01\\_05.html](http://www.city.niigata.jp/info/let_sk/field/fld01_05.html)
- 3) 地産地消推進検討会（農林水産省生産局技術普及課）：「地産地消推進検討会中間取りまとめ-地産地消の今後の推進方向-」、平成17年8月  
[http://www.maff.go.jp/j/study/tisan\\_tisyo/pdf/20050810\\_press\\_5b.pdf](http://www.maff.go.jp/j/study/tisan_tisyo/pdf/20050810_press_5b.pdf)
- 4) 地産地消ホームページ（農林水産省）：「六次産業化法のうち、地域の農林水産物の利用の促進（地産地消等）の概要」  
[http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/tisan\\_tisyo/pdf/gaiyouti.pdf](http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/tisan_tisyo/pdf/gaiyouti.pdf)
- 5) 食育推進基本計画作成の経緯（内閣府）：「第2次食育推進基本計画骨子の概要」、平成23年2月8日  
<http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/plan/public/pdf/20110208/ref.pdf>
- 6) 農林水産関係用語集（農林水産省）：「フード・マイレージ」  
<http://www.maff.go.jp/j/heya/sodan/0907/05.html>
- 7) 大学連携新潟協議会地産地消部会（2009度新潟市8大学連携「食育・健康づくり」研究事業）：「食の宝箱 にいがた“にいがた育ち”の食べ物でパワーアップ！」
- 8) 大学連携新潟協議会地産地消部会（2010度新潟市8大学連携「食育・健康づくり」研究事業）：「みんなで育てよう！にいがたの食～食で築く循環の環～」
- 9) 共同通信社：「進化する日本の食 農・漁業から食卓まで」p.21、2009